

平成28事務年度における相続税の調査の状況について

1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 26 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 628 件（平成 27 事務年度 661 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 511 件（平成 27 事務年度 526 件）で、非違割合は 81.4%（平成 27 事務年度 79.6%）となっています。

2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 146 億 4 千 3 百万円（平成 27 事務年度 142 億 3 千 6 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 2,332 万円（平成 27 事務年度 2,154 万円）となっています。

3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等 57 億 7 千 4 百万円（平成 27 事務年度 50 億 7 千 4 百万円）が最も多く、続いて土地 17 億 6 千 6 百万円（平成 27 事務年度 21 億 2 千 9 百万円）、有価証券 16 億 3 千万円（平成 27 事務年度 14 億 1 千 5 百万円）の順となっています。

4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 26 億 9 千 1 百万円（平成 27 事務年度 23 億 7 千 9 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 429 万円（平成 27 事務年度 360 万円）となっています。

5 重加算税の賦課件数

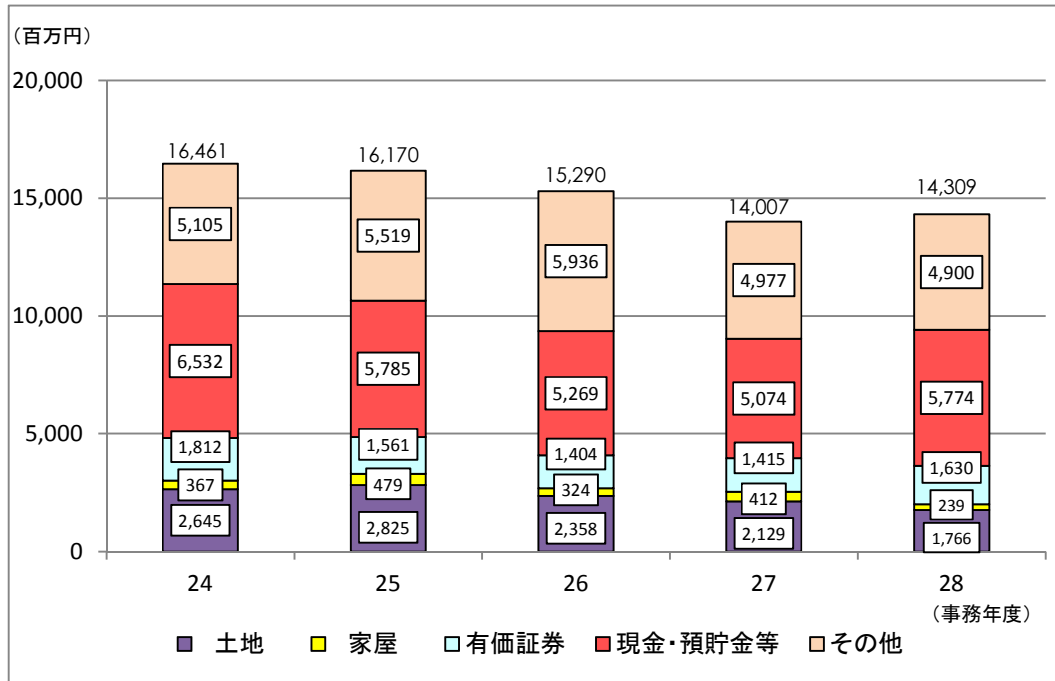
重加算税の賦課件数は 35 件（平成 27 事務年度 47 件）、賦課割合は 6.8%（平成 27 事務年度 8.9%）となっています。

相続税の調査事績

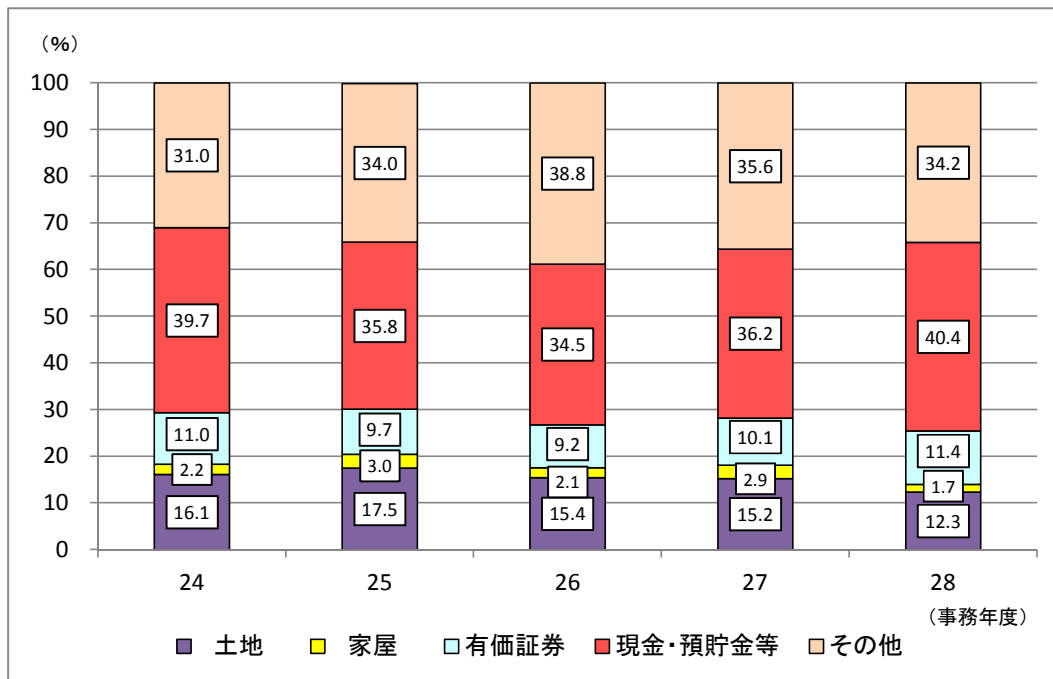
項目		事務年度等		
		平成27事務年度	平成28事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 661	件 628	% 95.0
②	申告漏れ等の非違件数	件 526	件 511	% 97.1
③	非違割合 (②/①)	% 79.6	% 81.4	ポイント 1.8
④	重加算税賦課件数	件 47	件 35	% 74.5
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 8.9	% 6.8	ポイント ▲ 2.1
⑥	申告漏れ課税価格(※)	百万円 14,236	百万円 14,643	% 102.9
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 1,405	百万円 1,435	% 102.1
⑧	追徴税額	百万円 本税 2,084	百万円 2,365	% 113.5
⑨		百万円 加算税 295	百万円 326	% 110.5
⑩		百万円 合計 2,379	百万円 2,691	% 113.1
⑪	1 実 件 地 当 課 た 税 り 額 査	万円 申告漏れ 課税価格(※) (⑥/①) 2,154	万円 2,332	% 108.3
⑫		万円 追徴税額 (⑩/①) 360	万円 429	% 119.2

(※) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。このため、付表1「申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

申告漏れ相続財産の金額の推移



申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



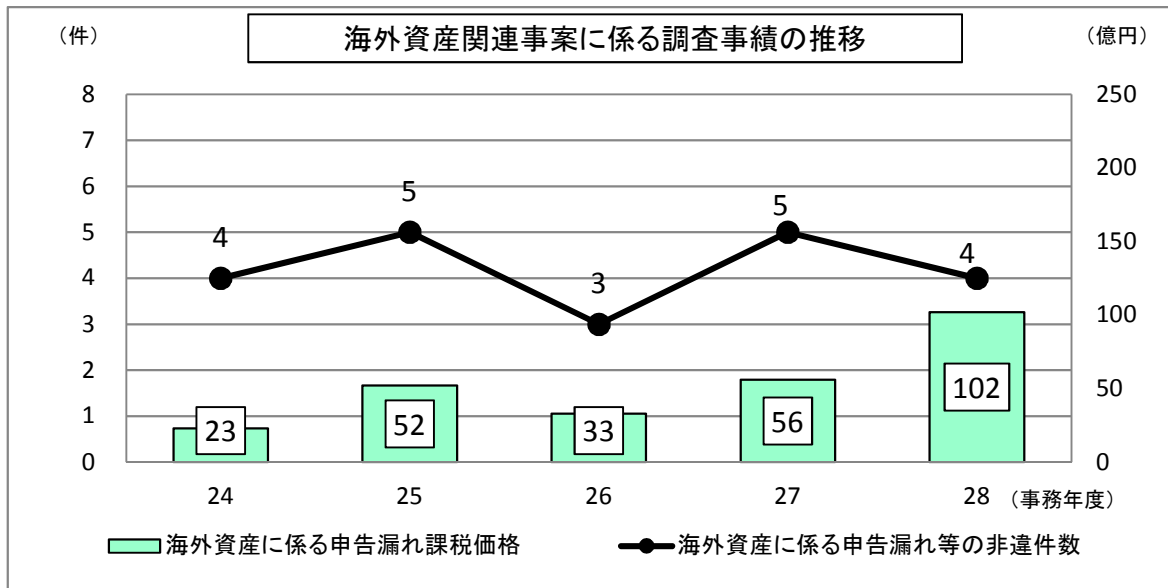
海外資産関連事案に係る調査事績

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、相続税調査の実施に当たっては、租税条約等に基づく情報交換制度を効果的に活用するなど、海外資産の把握に努めています。資料情報や相続人・被相続人の居住形態等から海外資産の相続が想定される事案など、海外資産関連事案については、本事務年度においても積極的に調査を実施します。

項目	事務年度等		対前事務年度比	
	平成27事務年度	平成28事務年度	対前事務年度比	
① 海外資産関連事案に係る 実地調査件数	17 件	18 件	105.9	%
② 海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数	14 件	13 件	92.9	%
	5 件	4 件	80.0	
③ 海外資産に係る 重加算税賦課件数	0 件	0 件	-	%
	0 件	0 件	-	
④ 海外資産に係る 申告漏れ課税価格	318 百万円	284 百万円	89.3	%
	56 百万円	102 百万円	182.1	
⑤ ④のうち重加算税賦課対象	0 百万円	0 百万円	-	%
	0 百万円	0 百万円	-	
⑥ 非違1件当たりの 申告漏れ課税価格(④/②)	2,271 万円	2,185 万円	96.2	%
	1,120 万円	2,550 万円	227.7	

(注1) 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系金融機関との取引のあるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

(注2) 左肩数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。



無申告事案に係る調査事績

無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の更なる収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

項目		事務年度等		対前事務年度比
		平成27事務年度	平成28事務年度	
①	実地調査件数	件 53	件 51	% 96.2
②	申告漏れ等の非違件数	件 33	件 35	% 106.1
③	非違の割合 (②/①)	% 62.3	% 68.6	ポイント 6.3
④	申告漏れ課税価格	百万円 3,650	百万円 3,458	% 94.7
⑤	追 徴 税 額	本税 百万円 153	百万円 129	% 84.3
⑥		加算税 百万円 30	百万円 26	% 86.7
⑦		合計 百万円 183	百万円 155	% 84.7
⑧	1 実 件地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (④/①) 万円 6,887	万円 6,780	% 98.4
⑨		追徴税額 (⑦/①) 万円 345	万円 304	% 88.1

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、納税者の自発的な納税義務の履行支援等を目的とした実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用し、適正申告の確保に努めています。

その一環として、税務署が保有する情報から相続税の無申告が想定される相続人等に対し、無申告理由のお尋ね等による書面照会を行うなど、自発的な期限後申告書の提出を促す取組も実施しております。

贈与税に係る調査事績

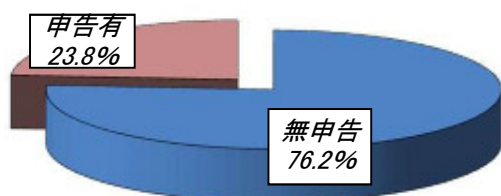
国税局では、相続税の補完税である贈与税の適正な課税を実現するため、積極的に資料情報を収集するとともに、相続税調査時等、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努めており、無申告事案を中心に、本事務年度も積極的に贈与税の調査を実施します。
また、納税者の自発的な納税義務の履行支援等を目的とした実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用し、適正申告の確保に努めています。

項目		事務年度等		対前事務年度比
		平成27事務年度	平成28事務年度	
①	実地調査件数	270 件	210 件	77.8 %
②	申告漏れ等の非違件数	246 件	189 件	76.8 %
③	申告漏れ課税価格	1,378 百万円	1,088 百万円	79.0 %
④	追徴税額	391 百万円	346 百万円	88.5 %
⑤	1 実地 件当 たり 調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	510 万円	518 万円	101.6 %
⑥	追徴税額 (④/①)	145 万円	165 万円	113.8 %

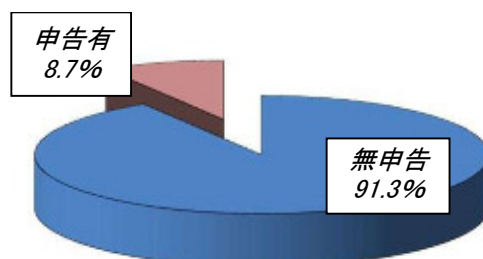
1. 調査事績に占める無申告事案の状況(平成28事務年度)

- 国税局では、あらゆる機会を通じて把握した生前の資産保有・移動状況に関する情報を蓄積・活用するなどして、贈与税の無申告事案の積極的な調査に努めています。

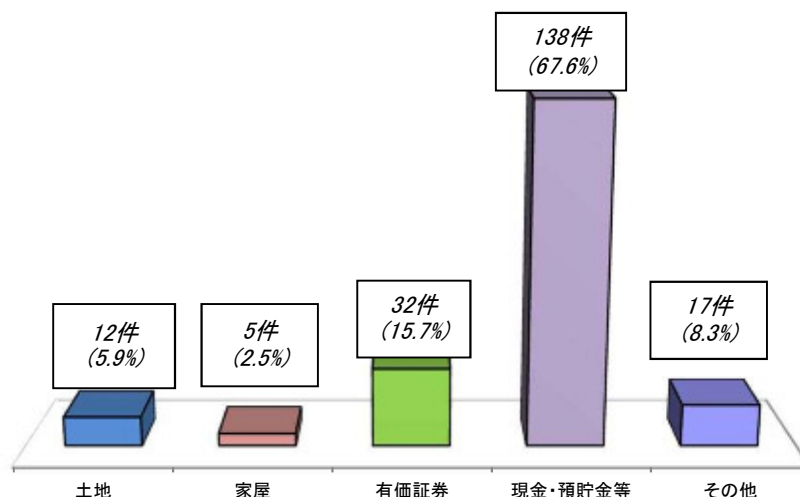
＜「申告漏れ等の非違件数」の状況＞



＜「申告漏れ課税価格」の状況＞



2. 調査事績に係る財産別非違件数(平成28事務年度)



(注) 各財産の件数は非違件数(延件数)、()内の数値は構成比。

平成28事務年度における相続税の調査の状況について

1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 26 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 51 件（平成 27 事務年度 54 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 42 件（平成 27 事務年度 44 件）で、非違割合は 82.4%（平成 27 事務年度 81.5%）となっています。

2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 9 億 1 千 4 百万円（平成 27 事務年度 13 億 7 千 7 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 1,792 万円（平成 27 事務年度 2,550 万円）となっています。

3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等 3 億 7 千 3 百万円（平成 27 事務年度 6 億 6 千万円）が最も多く、続いて有価証券 1 億 4 千 7 百万円（平成 27 事務年度 4 千 7 百万円）、土地 7 千 8 百万円（平成 27 事務年度 2 億 1 千 5 百万円）の順となっています。

4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 1 億 2 千 1 百万円（平成 27 事務年度 1 億 7 千 4 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 237 万円（平成 27 事務年度 322 万円）となっています。

5 重加算税の賦課件数

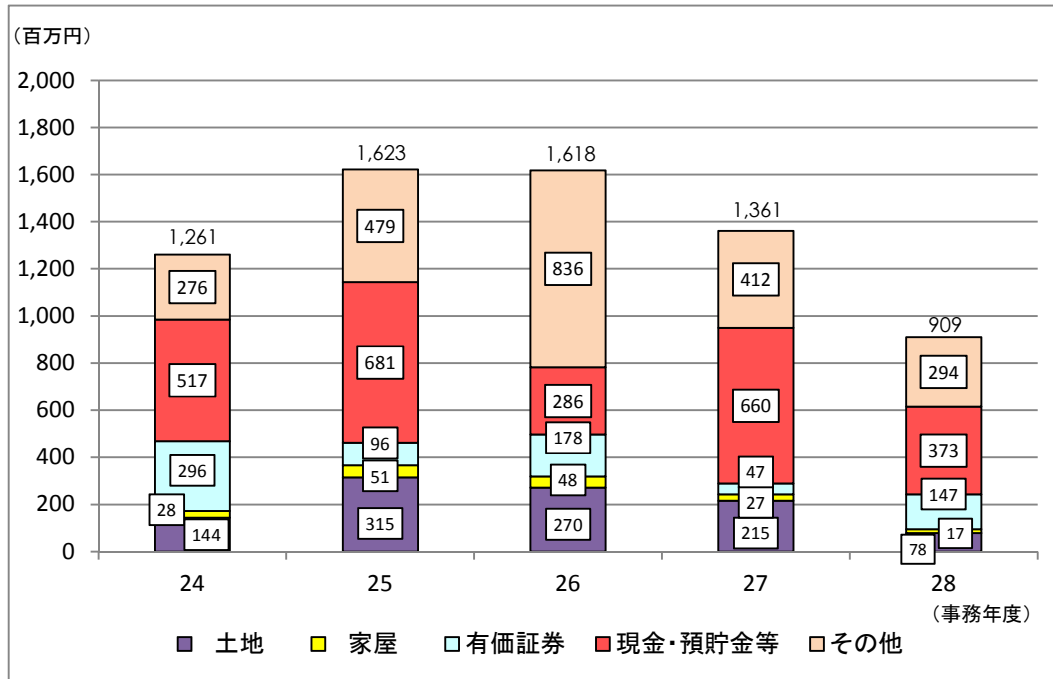
重加算税の賦課件数は 1 件（平成 27 事務年度 1 件）、賦課割合は 2.4%（平成 27 事務年度 2.3%）となっています。

相続税の調査事績【鳥取県】

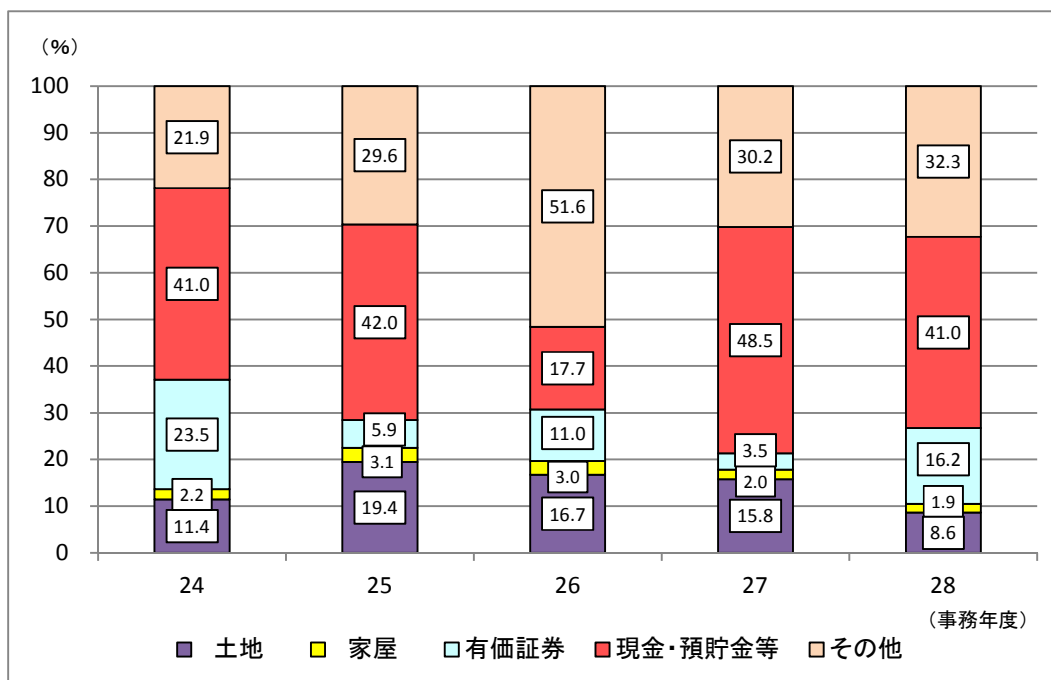
項目		事務年度等		
		平成27事務年度	平成28事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 54	件 51	% 94.4
②	申告漏れ等の非違件数	件 44	件 42	% 95.5
③	非違割合 (②/①)	% 81.5	% 82.4	ポイント 0.9
④	重加算税賦課件数	件 1	件 1	% 100.0
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 2.3	% 2.4	ポイント 0.1
⑥	申告漏れ課税価格(※)	百万円 1,377	百万円 914	% 66.4
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 56	百万円 43	% 76.8
⑧	追徴 税額	百万円 156	百万円 109	% 69.9
⑨		百万円 18	百万円 12	% 66.7
⑩		百万円 174	百万円 121	% 69.5
⑪	1 実 件 地 当 課 た 税 り 額 査	万円 2,550	万円 1,792	% 70.3
⑫		万円 322	万円 237	% 73.6

(※) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。このため、付表1「申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

申告漏れ相続財産の金額の推移【鳥取県】



申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移【鳥取県】



平成28事務年度における相続税の調査の状況について

1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 26 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 63 件（平成 27 事務年度 75 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 46 件（平成 27 事務年度 56 件）で、非違割合は 73.0%（平成 27 事務年度 74.7%）となっています。

2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 11 億 7 千 9 百万円（平成 27 事務年度 9 億 4 千 6 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 1,871 万円（平成 27 事務年度 1,261 万円）となっています。

3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等 2 億 8 千 5 百万円（平成 27 事務年度 3 億 2 百万円）が最も多く、続いて有価証券 2 億 3 千 6 百万円（平成 27 事務年度 1 億 7 千 3 百万円）、土地 1 億 5 千 7 百万円（平成 27 事務年度 5 千 8 百万円）の順となっています。

4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 2 億 8 千 6 百万円（平成 27 事務年度 1 億 2 千 2 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 454 万円（平成 27 事務年度 163 万円）となっています。

5 重加算税の賦課件数

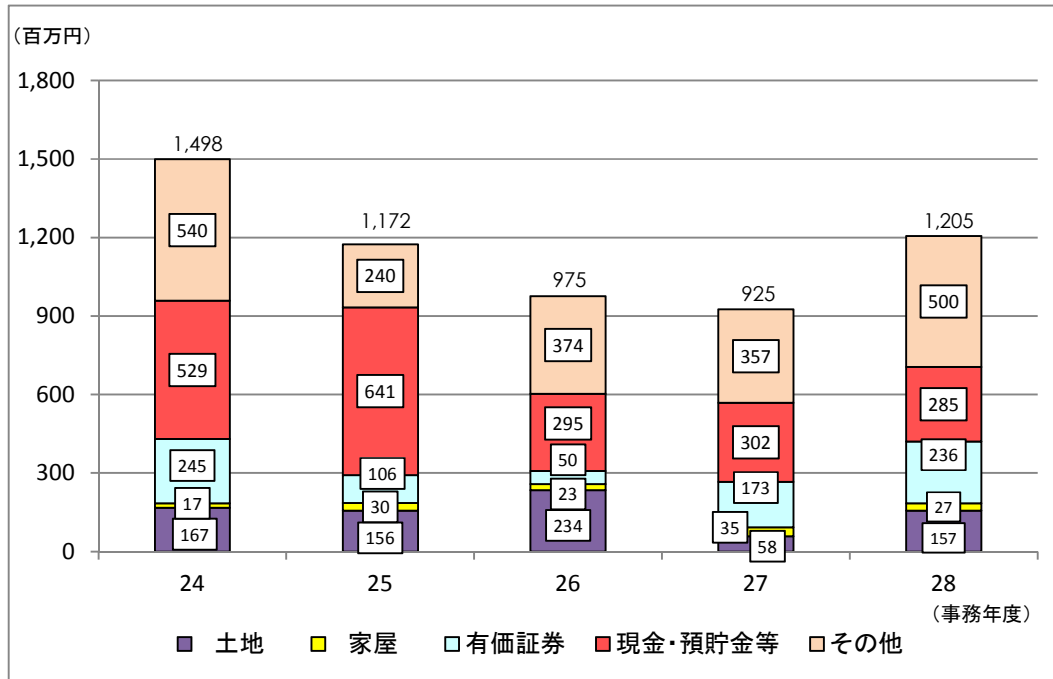
重加算税の賦課件数は 3 件（平成 27 事務年度 0 件）、賦課割合は 6.5%（平成 27 事務年度 0.0%）となっています。

相続税の調査事績【島根県】

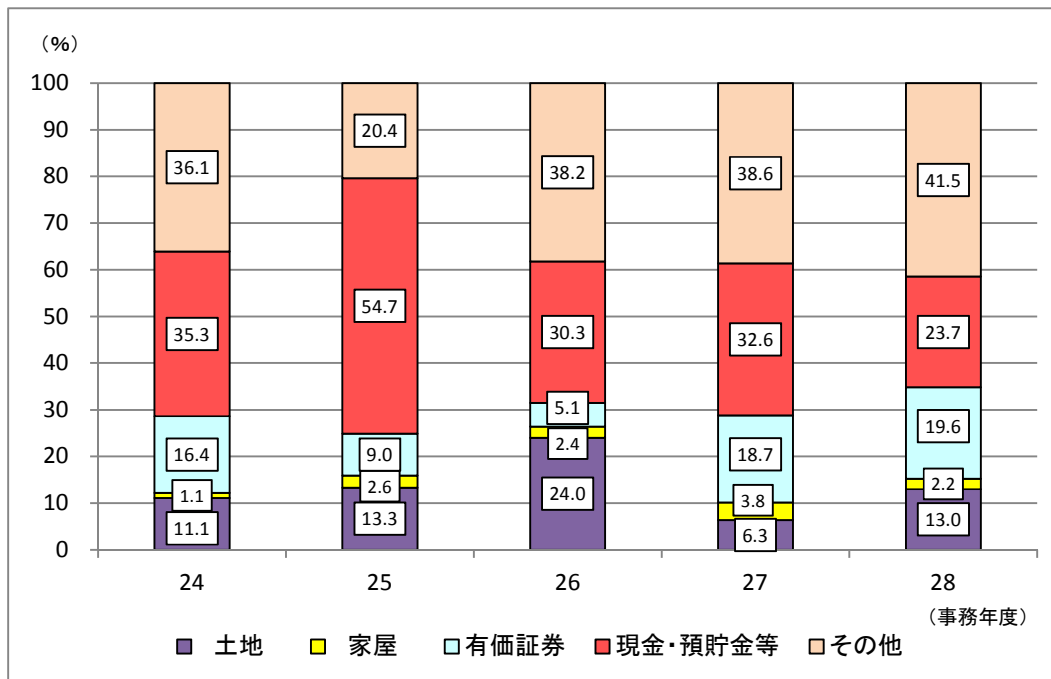
項目		事務年度等		
		平成27事務年度	平成28事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 75	件 63	% 84.0
②	申告漏れ等の非違件数	件 56	件 46	% 82.1
③	非違割合 (②/①)	% 74.7	% 73.0	ポイント ▲ 1.7
④	重加算税賦課件数	件 0	件 3	% -
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 0.0	% 6.5	ポイント 6.5
⑥	申告漏れ課税価格(※)	百万円 946	百万円 1,179	% 124.6
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 0	百万円 54	% -
⑧	追徴税額	百万円 110	百万円 253	% 230.0
⑨		百万円 12	百万円 33	% 275.0
⑩		百万円 122	百万円 286	% 234.4
⑪	1 実 件 地 当 課 た 税 り 額 査	万円 1,261	万円 1,871	% 148.4
⑫		万円 163	万円 454	% 278.5

(※) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。このため、付表1「申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

申告漏れ相続財産の金額の推移【島根県】



申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移【島根県】



平成28事務年度における相続税の調査の状況について

1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 26 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 148 件（平成 27 事務年度 144 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 123 件（平成 27 事務年度 117 件）で、非違割合は 83.1%（平成 27 事務年度 81.3%）となっています。

2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 44 億 5 千 9 百万円（平成 27 事務年度 39 億 4 千 1 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 3,013 万円（平成 27 事務年度 2,737 万円）となっています。

3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等 20 億 6 千 8 百万円（平成 27 事務年度 12 億 9 千 3 百万円）が最も多く、続いて有価証券 5 億 1 千 3 百万円（平成 27 事務年度 3 億 1 千 1 百万円）、土地 4 億 8 千 4 百万円（平成 27 事務年度 4 億 7 千 4 百万円）の順となっています。

4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 8 億 2 千 8 百万円（平成 27 事務年度 6 億 2 千 7 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 559 万円（平成 27 事務年度 435 万円）となっています。

5 重加算税の賦課件数

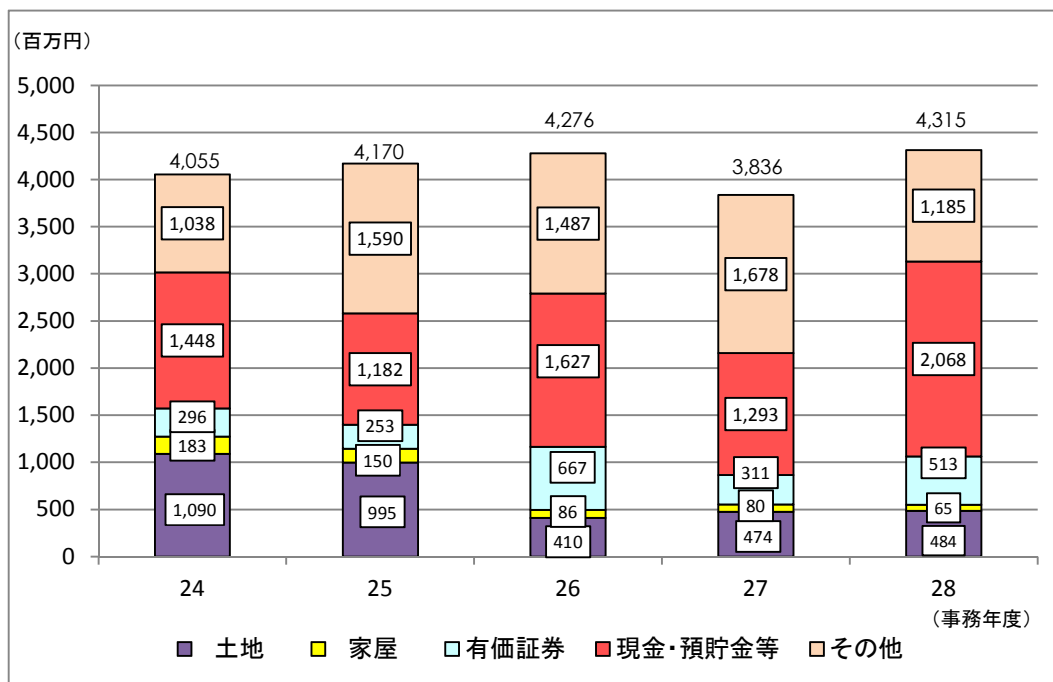
重加算税の賦課件数は 13 件（平成 27 事務年度 13 件）、賦課割合は 10.6%（平成 27 事務年度 11.1%）となっています。

相続税の調査事績【岡山県】

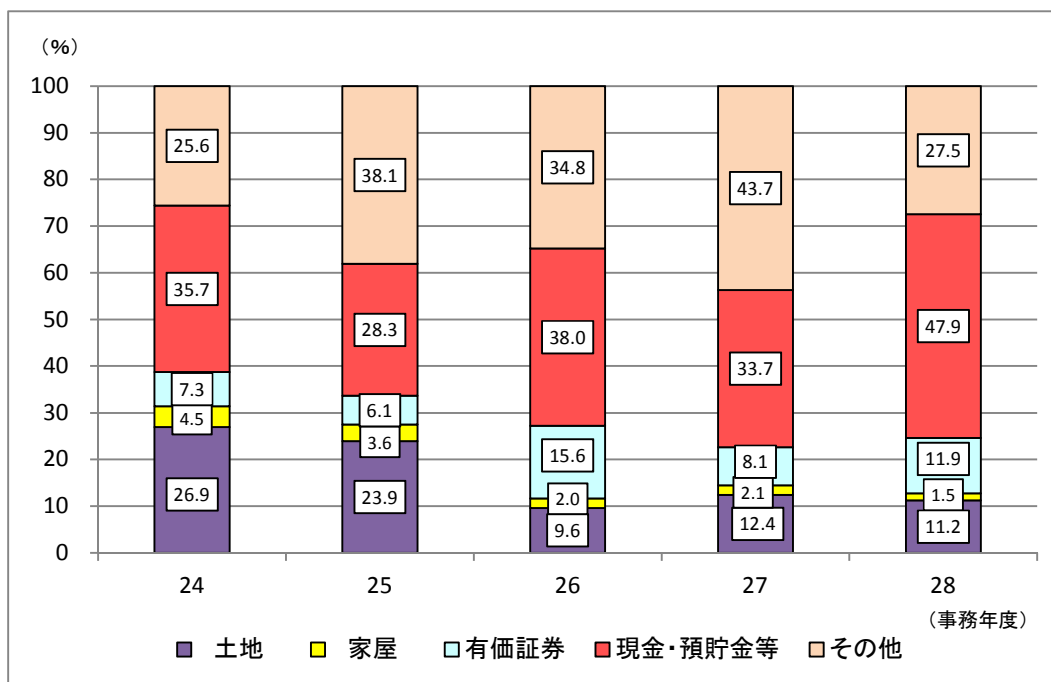
項目		事務年度等		
		平成27事務年度	平成28事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 144	件 148	% 102.8
②	申告漏れ等の非違件数	件 117	件 123	% 105.1
③	非違割合 (②/①)	% 81.3	% 83.1	ポイント 1.8
④	重加算税賦課件数	件 13	件 13	% 100.0
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 11.1	% 10.6	ポイント ▲ 0.5
⑥	申告漏れ課税価格(※)	百万円 3,941	百万円 4,459	% 113.1
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 476	百万円 970	% 203.8
⑧	追徴 税額	百万円 543	百万円 706	% 130.0
⑨		百万円 84	百万円 122	% 145.2
⑩		百万円 627	百万円 828	% 132.1
⑪	1 実 件 地 当 課 た 税 り 額 査	万円 2,737	万円 3,013	% 110.1
⑫		万円 435	万円 559	% 128.5

(※) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。このため、付表1「申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

申告漏れ相続財産の金額の推移【岡山県】



申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移【岡山県】



平成28事務年度における相続税の調査の状況について

1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 26 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 253 件（平成 27 事務年度 273 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 203 件（平成 27 事務年度 221 件）で、非違割合は 80.2%（平成 27 事務年度 81.0%）となっています。

2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 58 億 1 千 8 百万円（平成 27 事務年度 61 億 4 千 7 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 2,300 万円（平成 27 事務年度 2,252 万円）となっています。

3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等 20 億 8 千 1 百万円（平成 27 事務年度 21 億 9 千万円）が最も多く、続いて土地 9 億 6 千万円（平成 27 事務年度 12 億 3 千 3 百万円）、有価証券 5 億 3 千 2 百万円（平成 27 事務年度 7 億 9 千 6 百万円）の順となっています。

4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 10 億 3 千 9 百万円（平成 27 事務年度 10 億 2 千 1 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 411 万円（平成 27 事務年度 374 万円）となっています。

5 重加算税の賦課件数

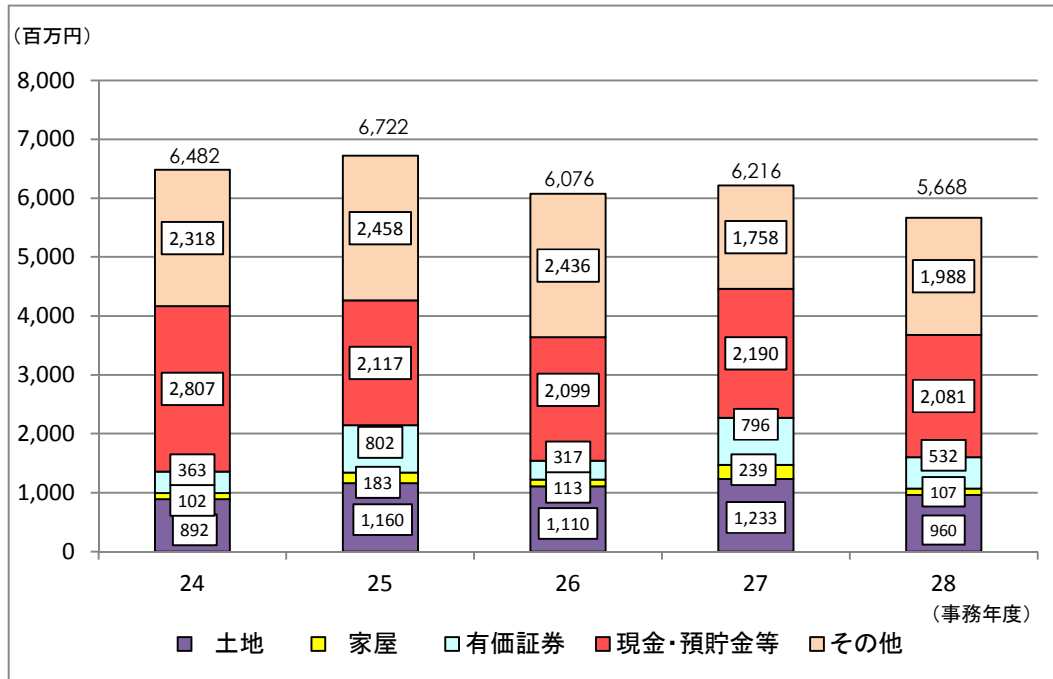
重加算税の賦課件数は 11 件（平成 27 事務年度 21 件）、賦課割合は 5.4%（平成 27 事務年度 9.5%）となっています。

相続税の調査事績【広島県】

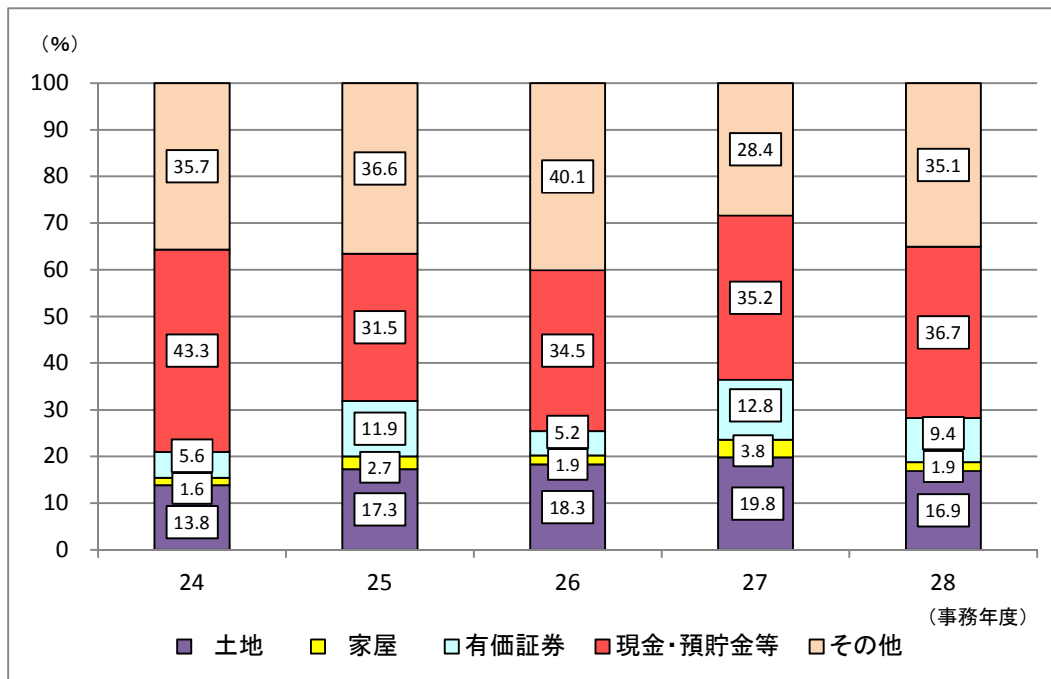
項目		事務年度等		対前事務年度比
		平成27事務年度	平成28事務年度	
①	実地調査件数	件 273	件 253	% 92.7
②	申告漏れ等の非違件数	件 221	件 203	% 91.9
③	非違割合 (②/①)	% 81.0	% 80.2	ポイント ▲ 0.8
④	重加算税賦課件数	件 21	件 11	% 52.4
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 9.5	% 5.4	ポイント ▲ 4.1
⑥	申告漏れ課税価格(※)	百万円 6,147	百万円 5,818	% 94.6
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 506	百万円 215	% 42.5
⑧	追徴 税額	百万円 903	百万円 931	% 103.1
⑨		百万円 118	百万円 108	% 91.5
⑩		百万円 1,021	百万円 1,039	% 101.8
⑪	1 実 件 地 当 課 た 税 り 額 査	万円 2,252	万円 2,300	% 102.1
⑫		万円 374	万円 411	% 109.9

(※) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。このため、付表1「申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

申告漏れ相続財産の金額の推移【広島県】



申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移【広島県】



平成28事務年度における相続税の調査の状況について

1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 26 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 113 件（平成 27 事務年度 115 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 97 件（平成 27 事務年度 88 件）で、非違割合は 85.8%（平成 27 事務年度 76.5%）となっています。

2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 22 億 7 千 3 百万円（平成 27 事務年度 18 億 2 千 5 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 2,012 万円（平成 27 事務年度 1,587 万円）となっています。

3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等 9 億 6 千 6 百万円（平成 27 事務年度 6 億 2 千 8 百万円）が最も多く、続いて有価証券 2 億 2 百万円（平成 27 事務年度 8 千 8 百万円）、土地 8 千 7 百万円（平成 27 事務年度 1 億 4 千 9 百万円）の順となっています。

4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 4 億 1 千 6 百万円（平成 27 事務年度 4 億 3 千 5 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 368 万円（平成 27 事務年度 378 万円）となっています。

5 重加算税の賦課件数

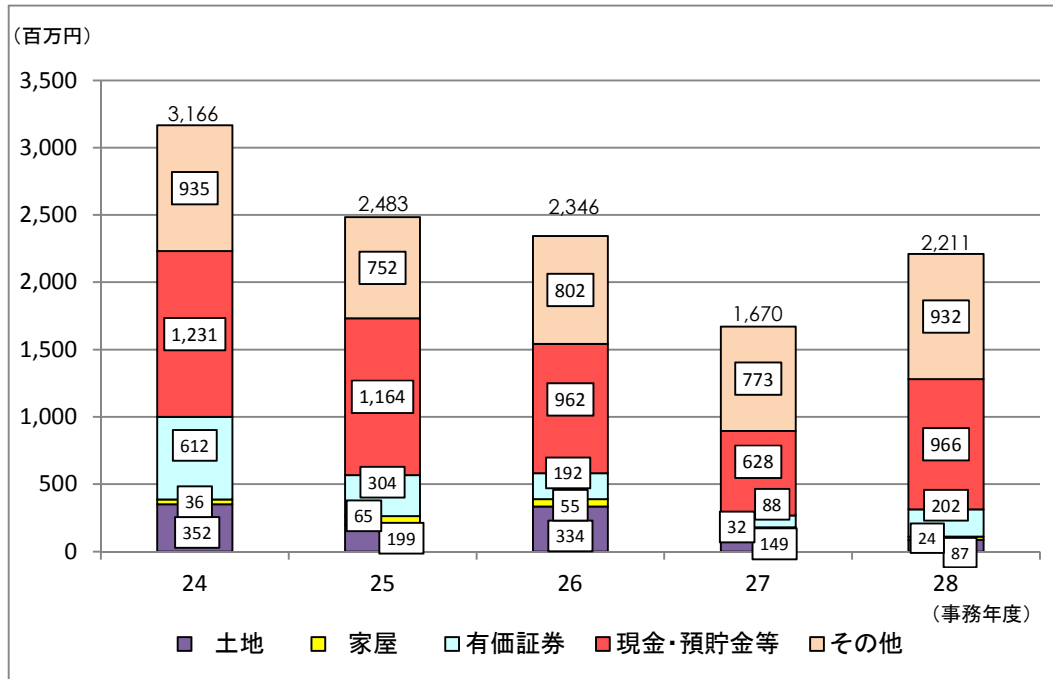
重加算税の賦課件数は 7 件（平成 27 事務年度 12 件）、賦課割合は 7.2%（平成 27 事務年度 13.6%）となっています。

相続税の調査事績【山口県】

項目		事務年度等		
		平成27事務年度	平成28事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 115	件 113	% 98.3
②	申告漏れ等の非違件数	件 88	件 97	% 110.2
③	非違割合 (②/①)	% 76.5	% 85.8	ポイント 9.3
④	重加算税賦課件数	件 12	件 7	% 58.3
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 13.6	% 7.2	ポイント ▲ 6.4
⑥	申告漏れ課税価格(※)	百万円 1,825	百万円 2,273	% 124.5
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 367	百万円 152	% 41.4
⑧	追徴 税額	百万円 372	百万円 366	% 98.4
⑨		百万円 63	百万円 50	% 79.4
⑩		百万円 435	百万円 416	% 95.6
⑪	1 実 件 地 当 課 た 税 り 額 査	万円 1,587	万円 2,012	% 126.8
⑫		万円 378	万円 368	% 97.4

(※) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。このため、付表1「申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

申告漏れ相続財産の金額の推移【山口県】



申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移【山口県】

